

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集について

令和3年8月31日
経済産業省
貿易経済協力局
安全保障貿易管理政策課
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、外為法という。）に基づき、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課しています。

- 1) 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告（本年6月10日公表）では、人を介した機微技術流出に対する懸念が国際的に高まる中、外為法に基づく「みなし輸出」管理制度の運用を明確化すべきこと及び、大量破壊兵器関連品目について、半導体製造装置等の部分品等に関する管理の在り方を一定程度合理化すべきことが提言されました。本提言を受けて、
 - ①「みなし輸出」管理制度の運用明確化を実施するため、関連通達を改正し、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合には、外為法第25条第1項の「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当することを明確化します。また、本明確化に伴い許可申請手続等に関して所要の規定の改正を行います。
 - ②適切な輸出管理を実施しつつ、輸出者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものに限り、「は地域②（ち地域を除く）」又は「に地域②（ち地域を除く）」を仕向地とする輸出について、一定の条件の下、特別一般包括許可を適用可能とすることとします。また、一部の貨物に限り、特定包括許可の継続的な取引関係等に係る要件を緩和することとします。併せて、特定包括許可の継続的な取引関係に該当する場合の規定について、より明確になるよう技術的な修正を行います。
- 2) また、昨今の安全保障環境下において、安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや当該貨物の流出事案が発生したことに加え、1)の「みなし輸出」管理制度の実効性を強化する必要性を踏まえ、輸出者等による安全保障上の機微な貨物の流出を未然に防止する体制を強化するために、輸出者等が遵守すべき基準等を改正します。
- 3) さらに、国際輸出管理レジームへの参加状況等に基づき、包括許可要領の特別一般包括許可の適用範囲となる仕向地の変更を行うこととします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

1) ① 関係

- ・ 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案
- ・ 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達案
- ・ 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案

1) ② 関係

- ・ 「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案

2) 関係

- ・ 「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案
- ・ 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案
- ・ 「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案

3) 関係

- ・ 「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達案
- ・ 「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案
- ・ 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年8月31日（火）～令和3年9月29日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

（2）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： publiccomment-boukan-ampo@meti.go.jp

件名を「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。

(3) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理政策課

パブリックコメント担当 あて

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見

〔氏 名〕	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	